

特定非営利活動法人 ADDS の「研究活動等に関する申し立て窓口」の運用について

特定非営利活動法人 ADDS では、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（次頁参照）の趣旨を踏まえ、従来からの取り扱いに加え、平成 28 年度から、管理部を全法人共通の研究活動に関する申し立て窓口として法人内外に公開しています。窓口利用に際しては、次頁以降に掲載している「ADDS 研究活動に関する申し立て窓口運用ならびに調査手続き等ガイドライン」、「公的資金の不正使用に関する調査ガイドライン」および「研究活動における不正行為に関する調査ガイドライン」の各ガイドラインを必ずお読みください。なお、上記ガイドラインに則り、郵送または e-mail を通じて提出された文書による申し立てを対象としています。

- ①（郵送による場合）〒167-0051 東京都杉並区荻窪 5-16-14 カパラビル 5F
「研究費不正、研究不正に関する申し立て窓口」係 宛
- ②（e-mail による場合）advanced@adds.or.jp